

基準 1 1. 社会的責務（組織倫理、危機管理、広報活動等）

1 1 - 1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

《1 1 - 1 の視点》

- 1 1 - 1 - ① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。
- 1 1 - 1 - ② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

（1）1 1 - 1 の事実の説明（現状）

1 1 - 1 - ① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

本学園の基本となる規定は「学校法人柴田学園寄附行為」、「柴田学園職員就業規則」を柱に、「柴田学園組織規程」、「柴田学園個人情報保護規程」、「柴田学園情報公開規程」、「柴田学園公益通報規程」として定められている。これらの規定は、学園内全組織の社会的機関としての組織倫理を確立する指針となっている。

本学においては、研究機関における「公的研究費の管理・監査に関する規程」に基づいて、「不正防止計画推進委員会」を置き、研究費の不正な使用に対する体制整備を図っている。また「研究倫理規程」により研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的規準を定めている。他に「セクシュアル・ハラスメント対策委員会規則」を定め、相談窓口を設けている。

1 1 - 1 - ② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

組織倫理については、教授会、各委員会、各部署、法人本部と連携をとり適正な運営ができるような体制を整えている。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づき、不正防止を防ぐ体制は大学のみならず法人事務局と連携した体制を整えている。

（2）1 1 - 1 の自己評価

社会的機関としての組織倫理は、現在のところほぼ基本的なところは整備されている。公的研究費の不正防止・セクシュアル・ハラスメントの防止など具体的ケースに対して規程の整備と適正な運営体制を行っている。

（3）1 1 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

組織倫理の諸規程は、今後必要に応じて研究倫理委員会で見直し、社会の変化に迅速に対応する。各防止委員会の体制作りをすることにより未然に防止する環境を整えていく方針である。

1 1 - 2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《1 1 - 2 の視点》

- 1 1 - 2 - ① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 11-2の事実の説明（現状）

本学の「危機管理規則」により、諸般の危機に迅速かつ適正に対処するための管理体制、対処方法等を定め学生、職員等の安全確保を図っている。

防火・防災対策は、消防計画に基づき教職員で構成している自衛消防隊が火災予防・火災・地震等の災害時の対応に当たるとともに、年1回学生の避難訓練を実施している。

消防計画には、防火管理者の権限及び業務・防火管理委員会・予防管理組織・建物等の自主検査及び消防設備等の点検等を定めている。

消防訓練は、全学生の避難訓練を実施し、防火管理者から火災・地震等の災害時の注意事項、対処の仕方を伝え危機管理の周知を図っている。

(2) 11-2の自己評価

火災に対しては、年1回実施している全学生の避難訓練、また消火器・屋内消火栓・自動火災報知器等の消防設備は、点検業務を年2回専門業者へ委託し、万全を期している。

日曜・祝日・夜間の火災に関しては、警備員が常駐して巡回警備により対応している。

電気設備については、東北電気保安協会と保守契約を結び、点検を受けている。また漏電等を24時間監視する自動通報方式を採用し、漏電・火災を未然に防止する体制を整えている。

地震対策としては、耐震基準をクリアした新校舎が平成22(2010)年6月に完成する。

(3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）

平成22(2010)年6月に新校舎が完成するので、現在の校舎より防火・地震耐性は、強化される。危機管理委員会が中心になって、今後も全学生の火災・地震等を想定した避難訓練を実施し、災害時の行動を身に付ける訓練を続ける。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《11-3の視点》

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 11-3の事実の説明（現状）

教員は専門とする学問分野の研究業績について、所属する学会等において研究発表している。大学としては、紀要編集委員会において編集し、学園が発行にあたり学内外の諸機関に配布している。一方、教育研究成果を一般市民に発表する夏期公開講座を毎年継続して開催し、多数の参加を得て、好評を博している。

(2) 11-3の自己評価

教育研究成果の学内外への広報活動する体制は、ホームページ・ポスター・「広報ひろさき」での紹介等に限られ、効果的な広報活動としては新聞メディアの活用などによる改善を要する。

(3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）

教育研究の成果にかかわる情報手段として、ホームページの活用を強化し迅速かつ広域的・効果的な発信に努めたい。

[基準11の自己評価]

社会的機関としての、組織倫理に関する規程と適切な運営については整備されている。危機管理の体制は、適切に機能している。教育研究成果を公正かつ適切に広報する体制は、これまで順次整備されてきている。

[基準11の改善・向上方策（将来計画）]

組織倫理・危機管理・広報体制は、法令との関係を反映させるため、常に見直しできる体制作りをしなければならない。そのため教授会、学務委員会、各委員会で現行制度・運用の状況に関心を持つ必要がある。

今後は、広報委員会が中心となって、ホームページの充実をはじめ、教育研究活動の成果の迅速な公開を進める。